

企業と道徳性

佐藤暁

0. ビジネス・エシックスと企業

ビジネスエシックス・企業倫理は、1970年代後半からアメリカにおいて注目されるようになった、応用倫理学の一部門である。ビジネスと道徳の関係が倫理的な問題として殊更に取り上げられる理由の一つとして、ディジョージが「ビジネスの没道徳性の神話」と呼ぶ信念が多くの人に共有されている、という事実をあげることができる。これは一般に人々がどのようにビジネスマンや企業をみているか、そして彼ら自身が自分たちのことをどう見ているか、を述べた、「企業やビジネスマンが関心を持つのは利益であり、製品の生産、サービスの提供、取引、売買などであって、彼らは道徳には関心を持たない」という通念である。同時にビジネスの世界に道徳的な考慮を持ち込むべきではないという規範的な考え方もある。ただし、この没道徳性は不道徳性とは異なるということに注意しなければならない。ビジネスに携わる人間が不道徳にふるまったり悪意をもって行動するというわけではない。没道徳的とは自分たちの行為が道徳的であるか否かに関心を持たずに行動するということであり、彼らは単にビジネスと道徳は関係ないと感じているだけで、自分の行為が道徳的に悪であることを知りつつ意図的に行動するのではない。だが実際には企業のある種のふるまい、例えば贈収賄、不当表示、環境破壊などが不道徳なものとして道徳的な観点から非難されることは珍しくない。もし没道徳性神話が全く問題のないものとして受け入れられているならば、誰もこのような非難はしないはずである。ここにはいわば二つの信念の衝突があり、それゆえ考えられねばならない倫理的問題が存在するということが示唆されている。

我々の社会においては、ビジネスマンの活動は個人の活動としてより企業活動の一部として行われることのほうが多い。従ってビジネス一般と道徳の関係を考えるときに、特に企業活動としてのビジネス活動と道徳の関係について考え、これを問題探求の糸口とするのはもっともな方針である。ビジネスマンは仕事をしているときには道徳のことを気にする必要はないと言うために、ビジネス活動自体の没道徳性を直接論証するのではなく、それが企業活動の一部であることによって没道徳的になることを論証する、というのが没道徳性神話を理論的に支持す

る人々の一般的な戦略の一つだからである。そこで本論は、ビジネスエシックスにおいて特に企業に道徳的責任があるかという問題が具体的にどのような意味をもつのかを明らかにし、これをめぐる議論の概観と見通しを与えることを目的とする。企業が道徳的責任を持つということが否定されれば企業の構成員であるビジネスマンにも道徳的責任がないことになる。従ってこの問題を検討することは、ビジネスが没道徳的か否かを少なくとも部分的には問うことになる。

企業倫理という言葉自体の認知度はそれほど低くはないし、例えば新聞記事等で「雪印の牛肉偽装事件、三菱自動車リコール隠しなど相次ぐ企業の不祥事によって企業のモラル低下が切実な問題として受け取られるようになり、企業倫理の建て直しと向上を求める声が大きくなっている」といった文句を目にすることもよくある。だが本論はこの種の主張とは異なる観点から議論を行う。というのも、これらの主張は企業に道徳的責任があることを前提して初めて妥当なものとなるからである。企業に道徳的責任があるか、という議論はまさにこの前提の是非を検討する理論的営みであり、一方、企業のモラルの低下を嘆き、態度を改めることを企業側に求める、と言うときには、単に好ましくないと感じられる事実を変えるために、事実として何をすべきかという政策の問題、事実的問題が念頭に置かれている。ビジネスの没道徳性神話の企業版を信じる人々（以後没道徳論者と呼ぶ）は後者の事実的観点からなされる非難に対し、そもそも企業が道徳的である必要はない、と反論することができる。単に多くの人々が企業の振る舞いに道徳的問題を感じるということだけを企業への非難の根拠にするならば、それは概念的な混同に多くの人々が惑わされているだけであり、企業というものについてみなが勘違いしているのだ、と没道徳論者は言うであろう。

従って、企業内・業界内に倫理委員会を設けたり倫理に関するシンポジウムを主催したりといったような「倫理的」な活動を企業が実際にどれだけしたところで、企業の道徳性を概念的に肯定することにはならない。企業の「倫理的」活動に対してはただの建前、偽善ではないのか、という疑念を持つことが出来るし、このような疑念にはそれなりの説得力がある。企業は実際には道徳的であろうなどとは考えておらず、まだ余裕があるから「きれいごと」をいい、ポーズをとって取り繕っているだけではないか、企業が「本音」をださざるをえない状況に追い込まれれば、これらの「道徳的」活動はまっさきに切り捨てられるのではないかと考えるのはもっともである。企業に道徳的責任があるか否かを論じるとは、このような疑念について哲学的に分析することでもある。そして、これらの疑念に説得力があるということは、我々の問題が一見して自明な答えを持たず、概念

的な分析の対象に値するものだということをも示唆している。以下ではまず没道徳論の内容を検討し、それによって企業が道徳的責任を持つかという問題が具体的にはどのような問題なのかを明らかにしていこう。

1. 企業の没道徳性

1.1 没道徳論の内容と根拠

没道徳論者として頻繁に名前が登場するのが、1976年にノーベル経済学賞を受賞したミルトン・フリードマンである。「ビジネスの社会的責任はその利益を増大させることである」¹という論文において、フリードマンはまとめると次のように主張している。(a) 企業は法人でありその意味で人為的な責任を持つかもしれない。しかし本来責任を持つのは人間のみである。(b) 企業経営者の「社会的責任」とは、開かれた自由な競争に従事し、しかも詐欺行為のようなゲームの規則違反をしない限りで株主の利益を極大化するという責任だけである。(c) ビジネスマンは、もし仮に株主の利益を極大化させる以外に社会的責任というものがあったとしても、それが何かを知ることはできないし、何が社会の利益になるかを決定することはできない。(d) ビジネスの目的以外で、チャリティー活動などの支援をするべきではない。そのような行為は、自由企業社会における企業資金の誤った使い方である。それはむしろ、個人によってなされるべきである。²

要するにフリードマンによれば、企業は合法的な範囲内で自らの利益のみを追求すべきであり、企業に法的責任はあっても道徳的責任はない。フリードマンの論文自体の詳しい検討は行わないが、ここで注目すべき点は、(a) にみられるように道徳的責任を問えるのは自然人のみであって、企業にこれを問うことはできないという考えが没道徳論の基本的な前提になっているということである。個人に適用されるべき道徳的責任を企業やそのメンバーに適用するのは誤っているという考えは、その理由付けが何であっても、このような帰責は本来道徳的責任を適用できない対象への帰責、即ちカテゴリーミステイクである、という理解を共有している。

企業は合法的でさえあればその利益追求だけに従事してよいしするべきであるという没道徳論が、企業は合法的であれば不道徳であってもよいという主張ではないのは、このことに基づく。企業は、いかにも受け入れがたい「法にかなってさえいれば不道徳であれなんでもやる人」ではない。このように企業を自然人としてイメージするから没道徳論が受け入れにくく感じられる。没道徳論者は企業

が自然人でないことから、企業への道徳的評価が自然人とのカテゴリーミステイクに基づいた無意味なものであると主張する。企業に道徳的責任を求めることは、人を襲った熊に道徳的責任を求めるのと同様に無意味であり、そもそも企業が不道徳であるというのが意味をなさない。

企業に対して概念的に可能なのは法的責任を課すことだけである。企業が法人であるというのは、我々が法という領域において企業を人格とし行為するものと「みなす」という約束事をしているということであり、特定の領域に相対的でない人格としての企業、という何か実体的なものが存在するというではない。これを法という領域の外に持ち出してあたかも人格そのものであるかのように考え、道徳という法とは別の領域で議論の対象としても無意味である。人格でなく、行為もしないようなものについて道徳的評価をすることは概念的混乱以外の何物でもない。

このような企業観は実際に馴染み深いものである。ビジネスマンが自分の所属する企業の利益に関係のないことを考えたり、ある合法的なビジネス活動に不道徳だという負い目を感じるのは、ビジネスについて勘違いをし、自分のやるべきことについて分かっていない証拠であり、そのような人は社員としての責任を果たしていない、「非情になれてこそプロだ」という言い回しは要するにこのカテゴリーミステイクのことを述べている。このような言い方をする人達は、自分たちこそが「わかっている」のであって、道徳的責任を感じる人々はビジネスについて誤った理解をしていると言いたいのであり、それゆえ責任や道徳のカテゴリーについての概念的な主張をしている。

1.2 没道徳性の帰結

このように、企業に道徳的責任があるかという議論はカテゴリーミステイクをめぐるものであることがわかる。それではこの意味で企業が没道徳的な存在だとすると、そうでない場合に比べ、具体的にどのような相違が帰結するのだろうか。理論的な次元におけるこのような議論は、その含意として、具体的な次元においては何について争っていることになるのだろうか。いくつか例をみていこう。

没道徳論が正しいとすると、例えば現在問題になっている三菱自動車のリコール隠し事件においては、確かに刑事事件が起こってはいるものの、道徳的な問題は存在せず、営利追求が合法的な範囲を超えて行われたので処罰しなければならないという単に法律上の問題が起こっているだけだ、ということになる。この事件は法的観点からのみ捉えられるべきであり、企業モラルの低下を嘆くといった道

徳的な反応をするのは間違いである。企業に対し道徳的にふるまうことを期待すること自体が間違いなのだから、そのような概念的混同に基づく期待が裏切られたことに何らかの感情を持っていても意味がない。

ただ、三菱自動車事件では責任者が逮捕されており、企業の法的責任が問われることは間違いないので、法的責任に関する議論と道徳的責任に関する議論が混同されやすい。この事件で企業の道徳的責任を問う人々は実際には法律を守れと言っているだけで、法的責任を道徳的責任と混同しているのだと没道徳論者は主張するかもしれない。法的責任は課すが道徳的責任は免除する、というのがどうということであるかは、法的責任がなくて道徳的責任がある（ようにみえる）ケースについて考えるとよりわかりやすくなる。例えば、没道徳論的には、企業の慈善事業などはビジネス活動についての勘違いに基づくような比喩、金持ちのお道楽、「ごっこ遊び」にすぎず、そこで行われているのは本当は慈善活動でもなんでも無い無内容な活動である。企業のこのような活動に対して道徳的に賞賛することはできないのだから、それはそもそも慈善活動でないということになる。

企業に道徳的責任があるかという議論は、このような「解釈」をめぐるものに尽きるわけでもない。フリードマンのそのような没道徳論は、環境保護運動や消費者運動へのリアクションとして展開されたという歴史的事情が示しているように、合法的だが不道徳にみえるビジネス活動を第一に念頭に置いている。没道徳論によれば、例えば企業は法律を守ってさえいれば営利活動によって環境が破壊されるとしても、そのことを顧慮する必要はないし、すべきでもない。その場合に適用される、環境破壊を防止する法律があれば当然従わなければならないが、そうでなければ、明らかに環境破壊になる活動であろうと企業は中止すべきでない。あるいはアパルトヘイト政策下において、法律が企業にアフリカ系の被雇用者を待遇面で差別することを要求しているとする。没道徳論的には、このような差別をしても不道徳なことをしたことはないし、むしろ法律が要求しているのだから差別するべきだということになる。

このようなケースをもっともよく表現しているのが、企業倫理の研究者によく知られている「フォード・ピント事件」である。1978年アメリカ・インディアナ州で、1973年製のフォード・ピントが停車中に後ろから追突されガソリンタンクの破損から炎上、乗車していた三人のティーンエイジャー全員が焼死した。この事件をきっかけに、フォードは企業として初めて殺人罪で刑事告発される。問題の焦点は以下の点である。フォードの技術者は事前の衝突テストで欠陥を知っていたが、執行部はそのまま生産することに決定した。それは、全てをリコールす

るより、生命保険料や賠償保険料を払ってもそのまま売り続ける方が利益になると判断したからである。当時の追突安全基準は時速 20 マイルで追突されても爆発炎上しないという基準であり、ピントはその基準を満たしていたが、その後フォードは効果的なロビー活動を繰り広げ、アメリカ政府が当時企図していた追突時の安全基準強化を阻止しつづけた。1980 年の陪審員の評決は無罪。この事件で問題になったのは、フォードは確かに当時の法を犯していないが道徳的に譴責されるようにみえる行為をしたという点である。そしてその結果少なくとも 500 人が焼死したと言われている。³

企業に道徳的責任があるかという議論はこのような問題を扱うものであり、不道徳だとしても合法的な範囲での活動ならばそれほど切迫した問題でないのではないかという我々が持ちがちな印象が誤りであることをフォード・ピント事件はよく表している。企業が道徳的存在でないとは、企業が本質的にこのような人命についての「コスト計算」を行うものであり、そのことについて我々は何も言うべきでないということである。たとえ念頭に置いているのが日常的で「穏当な」ビジネス活動であったとしても、企業の没道徳性を支持する人はフォード・ピント事件においても道徳的な問題は起こっていないと言っていることになる。これはまた、単に法律が整備されていなかったから悲劇が起こった、という話でもない。法整備は偶然的な問題であり、没道徳論者が言っているのは、たまたま法律が禁じていればやらないが、法律が整備されていなければ企業は本質的にいつでも平気でここまでやる存在者だということなのである。このことに問題を感じる人は、企業が道徳的存在であるかどうか考える必要があるし、没道徳論者の言い分が正しいのであればそのような恐ろしい存在としての企業に対して何もせずに放置しておくわけにはいかない、と感じるであろう。

2. 没道徳論への反論と没道徳論の再反論

2.1 企業は人格である

このような没道徳論をまっこうから否定するのが、P. フレンチのような、企業は人格であり、道徳的観点からは自然人と全く変わらない、とする人々である。

「道徳的人格としての企業」⁴という論文におけるフレンチの主張は以下のようなものである。(a) ローマ法の伝統からもわかるように、生物学的な実在は必ずしも人格の概念と必然的に連関しているわけではない。(b) 帰責という行為は、「第一類の帰責」と「第二類の帰責」に分類できる。「第一類の帰責」とは、発話

者が誰かや何かに対して、その人の行為や特定の出来事が不適切だと表明する発言である。他方「第二類の帰責」とは、「その主体の行為を出来事の原因と見なすこと」と「問題の行為がその主体によって意図されたこと、あるいはその出来事が、主体の意図的行為の直接的結果であったこと」という二つの連言からなる。(c) 道徳的な人格とは、この第二類の帰責に関わる消去不可能な主体である得るような、何らかの固有名詞あるいは特定の記述の指示対象である。(d) 企業の意図性は企業が、その構成員の個人的意図や行為とは異なった、企業の内的決定構造を持つことによる。⁵

だがこのように企業を人格と考えるのは難しいように思える。没道徳論者は以下のように反論するだろう。第一に、人格としての人間はそれ自体で目的とみなされる存在であるが、企業は人間の目的を達成するための手段であり、特定の目的のために設立される。そのため人間は生存権を持つが、企業は持たない。持つとすれば、社会は企業を倒産させない義務があることになり、全ての企業が原則的に「不死」となる。企業が存在しているという事実は、その企業が存続すべきことの保証とはならない。第二に、企業には固有の良心や感情がない。すなわち道徳的人格としての個人に特徴的である内面性が欠けている。人間は感情を持つからこそ、良心に苦しめられたり、道徳的な非難による羞恥を感じたり、自分の行為に影響を受けた人に同情したりすることができる。

2.2 企業は行為する

没道徳論の説得力は、企業は人格ではないという正当な点を突いていることに由来する。だが人格でないものに道徳的責任を帰することは本当に無意味なのだろうか。そもそもあるものに道徳的責任がある、とは、その存在の行為（あるいは行為しないこと）を理由に、それに対して道徳的評価をすることができるということである。従って第一に問題となるのは評価の対象が人格であるかということよりも、それが行為するか否かということであろう。

それゆえ企業に道徳的な評価をすることが無意味な概念的混乱であるかどうかは、企業が行為すると言うことが無意味なことであるかどうか、という問題に帰着する。没道徳論の根拠は一言で言えば企業と自然人は異なるということだから、この観点における没道徳論は、自然人の行為について述べるのは有意義だが企業の行為について述べるのは無意味であり、せいぜいメタファーにすぎない、という主張となる。

では企業の行為について述べた文は厳密に理解することができない文なのだから

うか。「フォードがピントを作る」と言う時、我々はフォードという名前を使って、ある集団に属する人々とその関係およびその活動をひとまとめに意味している。我々の言語の用法においては、ある企業の名前を使ってそこに参与している人々すべてに言及することは適切であり、この文は完璧に理解可能である。「フォードがピントをつくった」という文の真偽は何の困難もなく判断されることができるから、企業が行為するという文の真理条件もしくは検証条件は明確である。

また我々は具体的に誰がピントの製造に実際にかかわり、どのような道具や機械を使ってそれを作ったか、ということ全く知らずに、「フォードがピントを作った」という文を理解し、それが真だと判断することができる。実際に生産ラインに携わっている人が誰かを知らなければこの文が真であると判断できない、という人はいないだろう。従って我々は、企業の構成員の行為とは独立に企業の行為について述べた文を理解することができる。

このように、企業の行為について述べた文は明確で固有な意味を持つ。従って我々は企業を道徳的に判断しているとき、無意味なことをしていることには全くならない。企業の行為についての文が完全に有意味であるということと全く同程度に企業への道徳的帰責は有意味であり、道徳的な企業帰責は何をやっているかわからないような混乱した行動ではない。

これはまた単に企業の行為について述べた文が有意味であるというだけでなく、企業が行為するということをも示している。というのも、物理的には同一の行為を様々な異なる行為として記述することが可能であることからわかるように、ある対象が行為するか否か、というのは物理的発見によって解決される問題ではなく、我々の言語的实践や概念のネットワーク、道徳的な理解との関係において決定される問題だと考えられるからである。企業の行為と自然人の行為では意味が異なることは確かである。だが自然人の場合と異なるから行為しない、とは言えない。というのも、検討されているのは自然人でない存在者、企業が行為するか否か、であり、自然人の行為と異なるからだめだ、というのは論点先取になるからである。自然人の行為についての考察から一步もふみだすことなくこれとのアナロジーによって企業が行為するか否か判断する、という探求方法はとれない。従って企業が行為するか否かは、我々の言語の用法から判断するのがよい。自然人の場合と同様の行為表現が企業について理解可能で、自然人の行為へ還元されないやり方で使用することができるなら、企業は行為するのである。

これに対する没道徳論者の反論としては次のようなものが考えられる。確かに企業が行為するかしないかは我々の言語の用法の問題であり、この点から企業は

行為すると言える。だが今問題となっているのはあくまで企業に道徳的責任があるかということであり、その観点からのみ、企業が行為するか否かが問題とされるべきである。企業が行為するにしても、それが自然人の行為とは異なる意味を持つことは明らかであり、この意味の違いが道徳的帰責に無関係な相違であることが示されなければならない。というのも、企業は言語的な観点から行為すると言っても、先にみたように人格ではないのであり、そのような企業行為の概念は、自然人の行為とは異なった、人格を伴わない存在者の行為概念にすぎず、これが道徳の適用から外れるような何かであるかもしれないからである。

確かに道徳的観点からすると、人格を伴わないというのは行為概念の重大な変更である。従って人格であることと行為することは別のことだとしても、ある対象が人格でないことを示せば、その対象が行為するからといってただちに道徳が適用されるとは言えない、ということを示したことになる。そして実際、企業行為という新しい概念と自然人の行為という概念に共通する一般的「行為」概念が、道徳が適用される必要十分条件を満たしている、などということを論証するのは非常に困難であると思われる。それゆえ、企業が行為するということは企業の道徳性の必要条件であっても十分条件には決してならないということが、企業が人格でないということによって、実質的に示されたのではないだろうか。

更に、より直観的な反論も考えられる。いかなる企業も構成員がその企業のために行為しないならば、行為することはできない。企業は世界の中の物理的実体ではないから、企業のために行為する人々を通じることによってしか、世界に変化を起こすことはできない。企業の行為は構成員の行為を含意するが、逆ではない。言語的に存在が正当化された企業行為とは構成員の行為の代名詞的な用法にすぎず、便宜的な言い方にすぎない。企業の道徳的地位についていかなる立場をとるにせよ、この意味で行為するのは構成員だけである、ということ否定することはできないだろう。そして道徳的責任という観点から問題になるのはこの意味での行為である、という可能性もまた有力であるように思える。

3. 行為から帰責へ

3.1 没道徳論反駁に残された可能性

それでは、没道徳論者の言うように、企業は人格でも道徳的行為者でもなく、それゆえ企業に道徳的責任を負わせることは不可能なのだろうか。まず、企業は人格でないのだから、行為するとしてもそれは道徳を適用される根拠としては十

分でないという反論をみてみよう。しかしこのような反論をする人は元々何が問題であったのかを忘れている。人格を持たない企業の行為概念は、企業が人格を持ったり持たなかったりできるような独立の実体として存在し、その実体がもし行為したとしたら、という想定のもとで考察されている。いわば実体の性質と考えられている。だがそもそも論じられていたのは、企業の構成員が個人としてではなく構成員としての活動を行っている場合、それは通常の意味で行為していることにならなくなるのか、すなわち道徳的判断の対象となるような活動をしていることにはならなくなるのか、ということであった。というのも、企業に道徳的責任を問うとき、実際に企業活動の責任を取るのは構成員たちであるし、逆に企業活動に道徳的責任を問えないというのは、その活動に携わった構成員たちの道徳的責任を問えないということだからである。つまりそこで問題になっているのは構成員の活動全体としての企業の行為であり、このような意味での企業行為について論じるにあたって先のような抽象的な実体への言及はなされない。企業への帰責は、構成員が誰も責任を取らなくてよいが、「企業自体」が責任を取る、といったような事態を含意しないからである。我々は企業の行為について論じているが、それはこのような意味での企業活動についてであって、企業という抽象的对象について論じているわけではない。言い換えれば、企業という実体を前提しなければ無意味になる行為概念ではなく、そのような前提をせずに独立に論じられる別の行為概念を問題にしているのである。

次に、行為するのは構成員だけだという反論をみてみよう。ここで注意しなければならないのは、この主張は企業活動というのは単に構成員の行為の集合でしかないものに便宜的に名前を貼り付けているだけだ、という意味ではありえないということである。というのも、もしそういう意味ならば、構成員の行為が企業活動であるがゆえに道徳的に免責されるということにはならないからである。企業の構成員の行為は個人が自分の責任において行う行為と全く同じものであり、個人的な行為と全く同様に道徳的評価の対象となる。これは明白に反没道徳論的な主張である。

それとは逆に没道徳論者は、企業活動はこのような個人の行為の寄せ集めではなく、まさに全体として企業活動であることそのことによって、その構成要素である構成員の行為を行為でないものとし、道徳的責任が問われない活動にすると考えている。従って、行為するのは構成員であって企業ではないがゆえに企業への道徳的帰責はカテゴリーミステイクであり、無意味である、という没道徳論者の主張は次のような意味で言われている。企業活動は構成員の行為の寄せ集め以

上の「全体」であるにも関わらず、企業に道徳的帰責を行う人々は行為という観点から捉えることで企業活動を寄せ集めとして理解してしまっている。それゆえ実際には彼らのしていることは単なる個々の自然人への帰責であり、企業活動についての実践となりえていない。それゆえに無意味である。

このように、企業は行為しないという没道徳論の二つの主張を検討することによって明らかになったのは、企業への帰責において問題になるのは企業という抽象的对象ではなく構成員の活動から構成される企業活動であるということと、なおかつ企業への帰責はこの企業活動を個々の活動の寄せ集め以上のものとみなしたうえでのものでなければならない、ということである。従って企業帰責が正当であるかどうかは具体的にある企業活動について道徳的責任を問うているときに、我々が構成員個人への帰責以上のことをしているか、単に個人の行為への帰責を一度に複数行っていることになっていないか、を吟味することによって判断される。そこで以下に企業帰責において実際何がなされているのかをみていくことにしよう。

3. 2 企業に道徳的責任を問うとき、我々は何をしているのか

企業の行為についての文は、構成員について知ることなく理解可能であると述べた。このことにより、構成員への帰責を直接行うことなく企業に対して道徳的帰責をすることが可能になる。「フォードはピントを販売するべきでなかった」という文が、具体的に「フォード社員の A が P するべきでなかった」と判断することなしに主張するのは不可能である、とは言えない。企業についての道徳的判断だけから企業構成員についての道徳的判断を論理的に導出するのは不可能である。ある企業について道徳的判断をしている人は一般にその企業自体に興味があるのであって、企業の特定の取締役やその他の社員に興味があるわけではない。特定の社員が何をしたか、というのは企業への帰責とは独立になされる探求であり、この探求への答えは企業責任についての探求への答えにとって必要でない。

これは単に帰責する側の人間がたまたま企業の外部にいるので企業内の誰が何をしたのか知らないし、企業側がそれをオープンにしないことが多いから、という偶然的な問題ではない。知らないなら知るようにすればよいという事実的問題ではない。企業活動は営利活動であるから、企業は本質的にこれらの情報を完全にオープンにするわけにはいかないのである。企業活動は本来匿名性を伴うものであり、従って道徳的帰責の匿名性は、企業という概念によって含意されるような本質的な条件なのである。

更に、企業への匿名的な帰責は帰責する側が社員を直接知らないという以上の内容をもつ。このことは最初から企業全体へ帰責する場合ではなく、直接知っている構成員の活動に対し企業帰責をする場合を考えれば明らかである。ある企業の社員である A が環境破壊にあたる行為をしたとき、企業帰責が実際には個人への帰責にすぎないのであれば、我々が A を知っている時には、それを個人的な行為とみなし、A にのみ道徳的責任をとらせるだろう。だがそうはならない。当の行為者を知っていても、その行為者が属する企業の責任を問うことはよくある。そもそも当の行為者以外に責任をとるべき人がいると考えているからこそ、個人ではなく企業を責めるのである。企業帰責とは個人への帰責とは異なる行為であるからこそ行われるのであって、実際にはそこで行われているのは個人への帰責にすぎない、とはいえない。個人への帰責とは異なることが企業帰責が成立する必要条件である。企業への道徳的評価は、個人への道徳的評価以上の内容を含意している。

では個人への帰責以上の内容とは何か。企業に帰責するということは、個人へ帰責しただけでは問題が解決しないと帰責する人が考えているということであり、実際の行為者が道徳的非難を受け入れてその行為をしなくなったとしても、企業の政策が変わらなければまた別の構成員が同じことをし続けるという状況が念頭に置かれている。構造的、政策的に不道徳な行為が生じるのである。

政策を問題にしているというのは、政策決定に関わった構成員に責任を取らせることを含意してはいても、彼らの道徳的責任を問題にしているということと同じではない。まさに政策を変えさせようとしているのであり、第一に問題になっているのは政策決定を行った人間より政策そのものである。政策決定に関わった人間を全員解雇したとしても、政策がそのままならば問題は全く解決したことになる。実際に不正した人間が企業内に残っていなくても、その原因となった政策がそのまま残っていれば、明らかに現在の当の企業に責任がある。構成員の個々の活動というよりも企業活動そのもの、企業の政策、意思決定が問題になっているということである。

原則的に企業の意思決定は企業に固有の意思決定であり、どの構成員の意図とも同一視されない。企業は構成員の意図とは区別される独自の意思決定をもつことができる。ヘルドがあげている次の例をみてみよう。⁶ある企業が工場を別の土地に移すべきか決定しようとしている。A, B, C 三人の取締役が、自分以外の取締役の決定を知ることなく、移転への賛否を表明し、三人中二人以上が移転に賛成した場合、工場が移される。A は移転によって自分と家族の生活環境が変化する

ることを嫌っているが、日ごろから自分が革新的な人間であることを社内でアピールしており、他の取締役はみな移転に反対すると考えていたので、自己アピールを図り、だが実際には移転されないことを望みつつ、賛成した。Bは工場を移せば会社にとっての利益が増大することを知っていたが、その結果、いま工場がある街の労働者が怒るだろうということのほうをより気にしていた。Aが家庭の事情からこの案に乗り気でないを知っており、他の取締役二人が移転に反対すると考えていたので、全員一致で移転しないという決定がなされることを避けるために、移転に賛成した。だが自分の意見が他の取締役の意見によって覆されることを意図していた。Cはさまざまな理由から移転に反対を表明した。従って規定により、この企業は工場を移転することにした。この場合、工場を移転するという企業の意思決定は三人の取締役のいずれの意図とも一致しない。

我々が企業に道徳的責任をとらせようとするとき、念頭におかれているのは例えばこのような、構成員の意図と同一視できない企業に固有の意思決定であり、従ってこうした場合には、まさに構成員ではなく企業そのものについて道徳的評価をしていることになる。企業は固有の意思決定をなしうるから、構成員の行為とは区別される固有の行為をしうる。構成員が責任をとらされるのは、このような企業の行為なのである。従って、企業への道徳的帰責とは、構成員自身が自分の行為に責任をとらされるということに、その行為に関わった企業内の他の人間も責任をとらされるということが単に加わったものではない。わかりやすさのために企業を離れて極端なケースを考えてみる。いま、集団による計画的な銀行強盗が行われたとしよう。そのうちのメンバーの一人Aが強盗中に殺人を犯した場合と犯さなかった場合、殺人自体を犯さなかったメンバーBの問われる責任は異なるものになる。つまりどちらの場合もBは殺人を犯さず、B自身が行った行為は同じであるとしても、別のメンバーAが殺人を行ったことによりBの問われる道徳的責任はより大きなものとなる。Bが実際に行ったことは同じなのにとらされる責任が異なるというのは、Bがとらされるのは構成員としての自分の行為というより、集団（企業）の行為であるということを示している。

4. 企業の道徳的地位

4.1 道徳的存在であるが道徳的人格ではない企業

このように企業は行為するということができるし、更には構成員の個々の行為とは区別される固有の行為を行う存在者であるということができる。しかもこの

固有性は単なる抽象的対象としての企業についてではなく、構成員への帰責という観点から言えることである。その結果、我々は企業固有の行為についてこれを道徳的に評価することが出来る。企業に道徳的責任を帰することはなんら概念的混乱にもとづいたカテゴリーミステイクではないし、有意味な道徳的実践である。企業が不道徳なことをしたときにはこれを非難することができ、道徳的に優れた行為をしたときには賞賛することができる。従ってカテゴリーミステイクであるという以上の正当な論拠が示されない限り、企業は法律に従ってさえいればよく道徳に従う必要はない、とすることはできない。「非情になれるプロ」は何か積極的な価値を体現しているのではなく、単に不道徳な人である。また、道徳的な非難を引き起こすような行為に限らず、通常のビジネス活動についてもこれを道徳的に評価することができる。

一方、企業は行為するが人格ではない。従って、道徳的評価の対象となるには人格でなくても行為する存在者であればよく、企業は道徳的人格ではないが、道徳的存在であるということが出来る。これは、企業は構成員の行為とは区別される固有の行為をするが、構成員の人格と区別されるような固有な人格はもたないということである。よって、これらの固有性が企業の道徳的身分を決定する上で大きな意味をもっていると考えられる。では、企業の固有な行為が道徳的評価を可能にするのに対し、企業が固有な人格をもたないということは企業の道徳的地位にどのような影響をもたらすのか。企業の行為は存在するから評価することができるが、企業の人格は、そもそも存在しないのだからこれを評価することはできないし、人格の存在を前提するような何かを企業に要求することは不可能なはずである。

先の議論によれば、企業が人格ではないというのはまず第一に、企業は営利追求という特定の目的のもとに組織されたものであり、人間がその目的を達成するための手段であるということであった。従って、ある企業の構成員であるということを利用して主張できるのは、当の企業の利益のために行うしなければならないということである。この企業の構成員であることによって、そうでない場合に比べて積極的な道徳性が要求されるということはない。従って企業の構成員として活動するときには、その企業の利益のために行動するべきであり、積極的に道徳的な行動をする必要はない。だがもちろん道徳的に禁じられたことをしていいというわけではない。道徳的に禁止された行為をした場合には、不道徳であると非難されることが出来るからである。企業以外の組織について考えてみよう。ある特定の学術的探求を目的とした研究者の組織が結成されたとする。この会の

メンバーであるというまさにそのことによって課されるのは、その組織の目的である特定の研究を促進しなければならないという責任である。この会のメンバーであることによって、慈善行為の実践など、積極的に道徳的であることが要求されることはない。かといってこのような会のメンバーであるから不道徳な行為をしてよいとは誰も考えないだろう。

従って、企業が人格でないことのもう一つの理由に固有の道徳的感情・道徳的動機をもたないということがあげられていたことから裏付けられるように、企業は行為するが人格ではないので、消極的道徳性は求められるが、積極的道徳性は求められないような存在であると言えることができる。すなわち、企業は道徳的存在であるから、道徳的に禁止されていることをしてはならない。だが、企業は道徳的人格ではないから、企業に積極的な道徳的行為を要求することはできない（ただしこのような行為がされた場合には賞賛されることができる）、消極的道徳性は要求されるが積極的道徳性は要求されないということが、道徳的存在としての企業の特徴である。⁷

没道徳論はこのような道徳性における二つの側面を混同し、積極的道徳性の免除を誤って道徳性そのものの免除へ一般化したものということができる。企業の構成員であることによって特別に道徳性が要求されることがないというだけのことで、企業活動を道徳に全く無関係ととらえている。逆にいえば没道徳論は積極的道徳性を要求されないという企業の本性を誤った仕方でも反映したものであり、全面的な誤りではなく、それゆえある程度の説得力を人に対してもちうるのである。

4.2 実践的帰結

このように概念的な観点から企業は消極的道徳性のみを要求される存在であると言えるが、企業が固有の道徳的感情や動機をもたないということは実践的な次元においても道徳的地位における自然人との違いをもたらす。というのも単一の内面をもたないがゆえに、企業は自然人に比べ道徳的行動を自発的にとりにくい存在だからである。従って企業を道徳的にふるまわせるには、人々が感情を表に出したり、特定の企業行動に対してリアクションをとるように他の人々を奨励したり、立法化を働きかけたり、要するに道徳的に圧力をかけることが必要になると考えられる。⁸ 企業は自然人のように動機的道徳性や道徳的感情をもたない以上、道徳的動機のもと、自発的に道徳的にふるまう企業の姿を期待することはまさに自然人との「カテゴリーミステイク」なのである。企業の道徳性は道徳的圧

力との関係において発現する。企業の道徳性は、社会の側からの道徳的圧力に常に晒されることによって「それを配慮せざるをえない」という形で実現するものである、と考えるべきなのである。

企業が自ら道徳的に行動することを期待する、という姿勢はいまだかなり一般的な傾向として見られるように思える。次々に起こる企業の不祥事は、我々がこのような混同に基づき、企業について従来寛容でありすぎたということを示しているのかもしれない。企業に道徳性を求めることはとりもなおさず、不道徳な行為によって経済的損失をこうむるような何らかの社会的装置が厳密に制度化される必要があると表明することなのである。

* 本稿執筆にあたっては、東京大学大学院入学以来研究を共にする池田喬氏より、構想段階から多くの重要な助言を頂いた。ここに改めて感謝の意を表したい。

¹ Friedman, M. 'The Social Responsibility of Business Is to Increase Its Profits', *New York Times Magazine*, September 13, reprinted in Donaldson, T./ Werhane, P. H. *Ethical Issues in Business: A Philosophical Approach*, 4th Edition, Prentice-Hall, 1993.

² このまとめは以下による。田中朋弘「ビジネスにおける倫理的まなざし」、川本隆史、高橋久一郎編『応用倫理学の転換』、ナカニシヤ出版、2000、p. 165

³ 田中朋弘「ビジネスエシックスにおける企業の社会的責任の問題」佐藤康邦編『応用倫理学の新たな展開』（平成7年度科学研究費補助金・総合研究（A）研究成果報告書）所収、1996、p. 157

梅津光弘『ビジネスの倫理学』丸善株式会社、2002、p. 34

⁴ French, P. A. 'The Corporation as a Moral Person', *American Philosophical Quarterly*, Vol.16, 1979 reprinted in Donaldson/Werhane, 1993.

⁵ このまとめは以下による。田中朋弘「ビジネスにおける倫理的まなざし」p. 171

⁶ Held, V. 'Corporations, Persons, and Responsibility' in *Shame, Responsibility and the Corporation*, Curtler, H. ed. New York, Haven Publishing Corp, 1986, p. 171.

⁷ リチャード・T・ディジョージ、『ビジネス・エシックス』永安幸正、山田経三監訳、明石書店、1995、p. 161 参照。ただし積極的道徳性の免除は企業の意図を純粋な利益追求に従うべきものとみなすかなり素朴な前提にのっとった場合に言えることであり、この前提自体の妥当性を論じることが可能であるし、必要である。この前提の否定が没道徳論者にとって更に不利な帰結をもたらすことは言うまでもない。

⁸ 田中朋弘、「ビジネスにおける倫理的まなざし」、p. 174 参照